

越前市社会福祉協議会 虐待の防止のための指針

(法人における虐待の防止に関する基本的考え方)

第1条 児童、高齢者及び障害者の虐待防止法の主旨を理解し、当会全体で「虐待防止」に取り組むための指針とすることを目的に制定する。

第2条 当会では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、児童虐待防止等に関する法律(以下「虐待防止法等」という)の理念に基づき、対象者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止、早期発見・早期対応に努める。(別表参照)

i 身体的虐待	対象者の体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
ii 心理的虐待	対象者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、または不当な差別的言動、その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
iii 性的虐待	対象者にわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。
iv 放置	対象者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、i から iii に掲げる行為と同様の行為の放置、その他養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
v 経済的虐待	対象者の財産を不当に処分すること。その他対象者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待防止検討委員会その他法人内の組織に関する事項について)

第3条 当会では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を設置する。なお、本委員会は、部門を超えた多様な人材から選出した職員を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下担当者)」として構成する。

- 2 関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当会に併設して展開する事業、または法人内別事業と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合がある。
- 3 虐待防止検討委員会は、必要な都度担当者が招集する。
- 4 虐待防止検討委員会の議題は担当者が定め、次のような内容について協議する。
 - (1) 虐待防止検討委員会その他事業内の組織に関すること
 - (2) 虐待防止の為の指針の整備に関すること
 - (3) 虐待防止の為の職員研修の内容に関すること

- (4) 虐待等について従事者が相談・報告できる体制整備に関する事
- (5) 従事者が虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- (6) 虐待等が発生した場合に、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- (7) 再発の防止策を講じた際に、その効果について評価に関する事

(虐待の防止のための職員研修に関する基本方針)

第4条 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき虐待の防止を徹底する。

- 2 具体的には、次のプログラムにより実施する。
 - (1) 虐待防止法等に関する基本的考え方の理解
 - (2) 権利擁護事業、成年後見制度の理解
 - (3) 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - (4) 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - (5) 発生した場合の改善策
- 3 実施は年1回以上行う。なお新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。
- 4 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

(虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

第5条 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

- 2 また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第6条 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。

虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談する。

- 2 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行する。また、必要に応じ関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- 3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の

改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

- 4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市の窓口等外部機関に相談する。
- 5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- 6 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市に報告する。
- 7 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

第7条 利用者またはご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行う。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

- 第8条** 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。
- 2 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
 - 3 対応の流れは、上述の「第5条 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
 - 4 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

第9条 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、当会ホームページにおいていつでも閲覧が可能な状態とする。

(その他虐待の防止の推進のために必要な事項)

第10条 第3条に定める研修会のほか、市・県や県社会福祉協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

附則 この指針は、令和3年12月1日より施行する。

附則 この指針は、令和5年4月1日より施行する。

別表-1 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型（例）

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<p>① 暴力的行為※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>
ii 介護・世話の放棄・放任	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など <p>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など <p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など

	<p>④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 <p>など</p> <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p>
iii 心理的虐待	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ(施設・居宅)にいらなくしてやる」「追い出すぞ」などと言いつす。 など <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など <p>③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコール押さないで」「何でこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等は無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。 など <p>④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など <p>⑥ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など <p>⑦ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
iv 性的虐待	<p>○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話しを強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり下着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
v 経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

※ 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができる。「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和25年6月10日)

別表-2 厚生労働省 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型 (例)

区分	具体的な例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ① 暴力的行為 <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為 <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状

	<p>悪化を招く行為を強要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。 など <p>③ 正当な理由のない身体拘束</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすやベッドなどに縛り付ける。 ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。 ・行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。 ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。 ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
<p>性的虐待</p>	<p>○あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キス、性器等への接触、性交 ・性的行為を強要する。 ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のまま放置する。 ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
<p>心理的虐待</p>	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ(施設・居宅)にいられなくしてやる」「追い出す」などと言い脅す。 ・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。 など <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。 など

	<p>③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無視する。 ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ等を無視する。 ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。 <p>など</p> <p>④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。 ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。 など <p>⑤ 交換条件の提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしてください」などの交換条件を提示する。 <p>⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。 など <p>⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
放棄・放置	<p>① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など ② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・本人の嚥下できない食事を提供する。など ③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為 ・移動に車いすが必要であっても使用させない。 ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。など ④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置 ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。など ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること
<p>経済的虐待</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の同意(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。)なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 ・年金や賃金を管理して渡さない。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・本人の財産を無断で運用する。 ・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等(障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。) ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

別表-3 厚生労働省 被措置児童等虐待対応ガイドライン

区分	具体的な例
身体的虐待	<p>○被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこによる火傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 ・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為 ・意図的に子どもを病気にさせる行為など
性的虐待	<p>○被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被措置児童等への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行うなど ・被措置児童等の性器を触るまたは被措置児童等に性器を触らせる性的行為(教唆を含む) ・性器や性交を見せる ・ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せるなど
ネグレクト	<p>○被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置 その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等に登校させない、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児のみを残したままにするなど ・適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、適切に入浴をさせない、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど ・同居人や養育家庭等に入入りする第三者、生活を共にする他の被措置児童等による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する ・他の職員等が子どもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する ・泣き続ける乳幼児に長時間関わらず放置する ・視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授乳や食事介助を行うなど
心理的虐待	<p>○被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど ・被措置児童等を見下したり、拒否的な態度を示すなど ・被措置児童等の心を傷つけることを繰り返すなど

	<ul style="list-style-type: none">・被措置児童等の自尊心を傷つけるような言動を行うなど・他の被措置児童等とは著しく差別的な扱いをする・適正な手続き(強制的措置)をすることなく子どもを特定の場所に閉じ込め隔離する・他の子どもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う・感情のままに、大声で指示したり、叱責したりするなど
--	---